

## 医療廃棄物収集運搬・処理業務委託入札説明書

1. 業務名称 医療廃棄物収集運搬・処理業務
2. 委託者 荒尾市病院事業管理者 大嶋壽海
3. 契約期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
4. 配布資料
  - (1) 入札説明書（本書）
  - (2) 仕様書
  - (3) 提出書類フォーマット（様式1～6）
5. 書類の提出先・問合せ先  
荒尾市民病院 総務課施設係 永井宛  
〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾2600番地  
TEL 0968-63-1115（代表）  
MAIL kazunori.28835@city.arao.lg.jp
6. 入札スケジュール
  - (1) 公告：令和5年3月22日（水）
  - (2) 質問書提出期限：令和5年3月23日（木）
  - (3) 質問に対する回答：令和5年3月24日（金）
  - (4) 入札・開札：令和5年3月27日（月）
  - (5) 契約：令和5年4月1日
7. 参加資格及び参加申請書の提出
  - (1) 参加資格
    - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない。
    - ② 荒尾市に令和4・5年度の入札等参加資格審査申請書の提出がなされ、業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成24年告示第60号）第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。

- ③ 収集運搬については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の1第1項及び第14条の4第1項の規定、処分については、第14条の1第6項及び第14条の4第6項の規定による収集運搬・処分に関する許可を受けた業者であること。
- ④ 直近5か年において同種同規模の契約実績があり、問題なく業務を実施していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続き開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- ⑥ 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。また、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

## 8. 質問書の提出

入札説明書、仕様書に関して質問がある場合は、様式4を次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限等

- ① 提出期限令和5年3月23日（月）午後5時まで
- ② 提出先「5. 書類の提出先・問合せ先」と同じ
- ③ 提出方法電子メール（その他の方法は受け付けない）  
※メール送信の際は、件名冒頭に【医療廃棄物】と記載すること。

### (2) 回答方法

令和5年3月24日（金）までに、当院のホームページに記載する。

## 9. 入札及び開札場所等

### (1) 交付方法

本公告の日から参加申請書等の提出期限の前日の午後5時まで、病院ホームページよりダウンロードする。

### (2) 入札及び開札

- ① 日時：令和5年3月27日（月）15時00分から
- ② 場所：荒尾市民病院外来棟4階 地域医療研修センター
- ③ 入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札に参加できない。

### (3) 入札方法

- ① 入札書に記載する金額は、1年間の処分量、収集運搬回数の見込数量に単価を乗じた5年間の総額を入札金額とすること。ただし、契約は、単価内訳書記載の全ての品目に対する単価契約とする。

- ② 入札書は（様式2-1）にて作成し、併せて単価内訳書（様式2-2）を作成して入札書に添付し、封筒に入れ封印すること（入札書と単価内訳書には割り印をすること）。
- ③ 封筒に入れた入札書は直接入札会場で提出すること。
- ④ 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることが出来ない。
- ⑥ 入札書は再入札を行う場合に必要のため、予備を2通準備しておくこと。

#### （4）入札書等の無効

- ① 競争参加資格がない者が提出したもの。
- ② 所定の様式によらず捺印がないもの。
- ③ 品名等に重大な誤りがあるもの。
- ④ 入札書記載金額の不明確なもの。
- ⑤ 入札記載金額を訂正したもの。
- ⑥ 競争参加者（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑦ 誤字、脱漏、汚染、塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- ⑧ 提出資料を期限内に提出しないもの。
- ⑨ 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- ⑩ 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

#### （5）代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、様式5「委任状」を提出しなければならない。
- ② 復代理人が入札する場合には、様式6も併せて提出すること。
- ③ 入札者、その代理人は、本業務に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- ④ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者及びその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ⑤ 入札に立ち会う者は、各社1名とする。
- ⑥ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分を証明するものを提示又は提出しなければならない（入札書に押印した印鑑を持参のこと）。
- ⑦ 入札者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合

のほか、開札場を退場することができない。

- ⑧ 入札者又はその代理人は、開札場に入場の際は、秘密保持に関する誓約書（様式1）及び暴力団排除条例に関する誓約書（様式3-1、3-2）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、収集運搬・処分に関する許可を受けた許可証の写しを提出すること。

## 10. 落札者の決定方法

- ① 落札決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする（消費税及び地方消費税は除く）。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

### 11. 留意事項

- ① 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨(円)、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ② 応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、荒尾市情報公開条例(平成13年条例第17号)に基づき公開対象とする。
- ⑤ 病院が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を病院の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ病院が変更を認めたときはこの限りではない。また、病院が参加資格等の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- ⑦ 以下のア～エに該当した場合は失格とする。
  - ア 提出物に虚偽の記載又は不正があった場合。
  - イ 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
  - ウ 評価委員又は本入札の関係者に直接又は間接を問わず接触した場合。
  - エ その他、病院が不適切と判断した場合。